

浜岡原子力発電所4号機旧低圧タービンロータ車軸の クリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認証の受領について

2022年3月24日

当社は、浜岡原子力発電所4号機旧低圧タービンロータ(注1)のクリアランス制度(注2)の適用に向け、必要な手続きを進めています。このたび、2021年11月24日に原子力規制委員会に申請した4号機旧低圧タービンロータのうち車軸に対する放射能濃度の測定および評価結果の確認について、同委員会から同申請に係る確認証を受領しましたので、お知らせします。

今後、4号機旧低圧タービンロータの残りの部分(動翼)につきましてもクリアランス制度の適用に向け、必要な手続きを進めてまいります。

引き続き、資源の有効利用に向けて、確認を受けた物の再利用に努めてまいります。

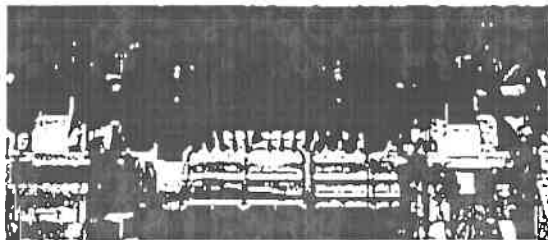
主な取組内容

1. 対象物

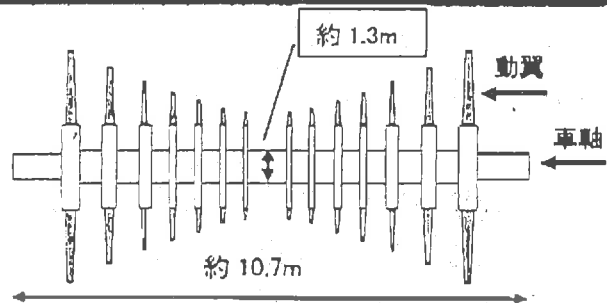
浜岡原子力発電所4号機旧低圧タービンロータの車軸(3軸) (合計重量:約334トン)

2. 放射能濃度の測定および評価結果

放射線測定装置を用いた測定および評価の結果、確認申請対象物の放射能濃度(コバルト(Co-60))は、法令で定められる基準値を超えていないことを確認しました。



タービンロータの車軸の写真(1軸)

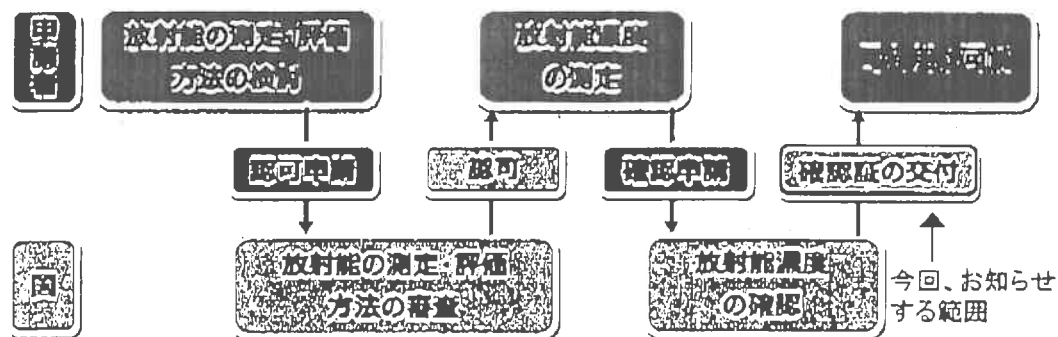


タービンロータのイメージ図

注1 浜岡原子力発電所4号機第13回施設定期検査(当時)において、低圧タービンロータの動翼取り付け部にひびを確認したため、新品へ取り替えました。(2014年10月3日お知らせ済み)

注2 原子力発電所の運転・保守や解体に伴って発生するものの中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響がほとんどないことから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされるものが数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認したのものについては、再利用や産業廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

クリアランスレベル以下であることを確認するための手続きの流れ



「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第六十一条の二(放射能濃度についての確認等)

◆これまでお知らせした内容

- ・浜岡原子力発電所 4 号機 旧低圧タービンロータ車軸のクリアランス制度適用に係る認可申請について
(2020 年 6 月 5 日お知らせ済、2021 年 2 月 9 日一部補正お知らせ済)
- ・浜岡原子力発電所 4 号機 旧低圧タービンロータ車軸のクリアランス制度適用に係る認可について
(2021 年 4 月 6 日お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 4 号機 旧低圧タービンロータ車軸のクリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認
申請について
(2021 年 11 月 24 日お知らせ済み)

以 上